

バーゼル の影響度調査

制度調査部

吉井 一洋

自己資本比率は上昇

【要約】

バーゼル銀行監督委員会は、2006年5月24日に、バーゼル の内部格付手法における負担調整措置の内容を決定した。具体的には、信用リスク・アセット額の合計を1.06倍して分母に算入する措置をそのまま維持することとした。

上記の決定は、2005年末に行われた第5回定量的影響度調査(Q I S 5)の結果を受けてのものである。

同時に、Q I S 5の結果の概要も公表した。Q I S 5では、バーゼル の適用により、銀行の最低所要自己資本は、現行規制よりも少なく済む、即ち自己資本比率が上昇するとの結果が得られた。

1. バーゼル の水準調整

2006年5月24日、銀行の自己資本比率規制に関する国際的なルールを決めるバーゼル銀行監督委員会は、バーゼル (新B I S規制)について、現在の水準調整を維持することを決定した。

バーゼル では、標準的手法ではなく、内部格付手法により信用リスク・アセットの額を算出している銀行については、信用リスク・アセットの額(資産等の額にリスク・ウェイトを乗じて算出)の合計額を1.06倍にした上で、分母に算入するように求めている。

もともとバーゼル では、新しい規制による銀行の平均的な自己資本の負担を、現行規制の負担よりも重くならないようにするという基本方針が示されていた。この基本方針を維持するために、バーゼル銀行監督委員会は、新規制を適用した場合の定量的な影響度の調査(Q I S)を実施してきた。上記の信用リスク・アセットの額の合計額を1.06倍にする措置は、2002年10月に実施された第3回定量的影響度調査(Q I S 3)の結果を受けて、自己資本の負担水準を調整するために設けられたものである。バーゼル ではスケーリング・ファクターと呼ばれている。

バーゼル銀行監督委員会は、2004年から2005年にかけて一部の国(わが国も含む)のみを対象に第4回影響度調査(Q I S 4)を行った。さらに、2005年10月から12月にかけて第5回定量的影響度調査(Q I S 5)を行った。同委員会は、これらの結果を受けて、上記スケーリング・ファクターの水準を1.06倍で問題ないと考え、そのまま維持することとしたわけである。

2. 第5回定量的影響度調査の結果

バーゼル銀行監督委員会は、同時に、Q I S 5の結果の概略についても公表している。Q I S 5の結果によれば、G 1 0諸国の銀行の場合、1.06倍のスケーリング・ファクターを適用後のバーゼル による最低所要自己資本は、現行規制による最低所要自己資本に比べ、平均6.8%減少する。即ち、現行規制で自己資本比率が8%の銀行の場合、バーゼル での自己資本比率は8.6% に上昇することになる。具体的な内容は次のとおりである。

G 1 0 諸国のグループ 1 銀行（国際的に活動し、多様な業務を行う銀行で、Tier 1 自己資本が 30 億ユーロを超える銀行）

先進的内部格付手法・・・最低所要自己資本が 7.1% 減（現行規制で自己資本比率が 8% の銀行の場合は、自己資本比率が 8.6% に上昇）

基礎的内部格付手法・・・最低所要自己資本が 1.3% 減（現行規制で自己資本比率が 8% の銀行の場合は、自己資本比率が 8.1% に上昇）

標準的手法・・・・・・・・・・最低所要自己資本が 1.7% 増（現行規制で自己資本比率が 8% の銀行の場合は、自己資本比率が 7.9% に下落）

G 1 0 諸国のグループ 2 銀行（グループ 1 以外の銀行）

・・・バーゼル 適用後の最低所要自己資本は、先進的内部格付手法、基礎的内部格付手法、標準的手法のいずれにおいても、グループ 1 の銀行よりも大きな減少幅を示している。

バーゼル 適用後の自己資本比率の数値は、次の方法で算出。実際の自己資本比率の計算においては、期待損失に対する引当金超過額を自己資本に加算し不足額を自己資本から控除する等の調整などが行われるため、ここで示した数値とは一致しないが、イメージをつかむための概算値として示している。

$$\text{自己資本比率} = 8\% \div (1 - \text{減少率}) \text{ 又は } (1 + \text{増加率})$$

バーゼル では、内部格付手法採用行の株式のリスク・ウエイトは大幅に引き上げられる（標準的手法適用行は 100% のまま）。証券化の取扱いは標準的手法、内部格付手法いずれにおいても厳しくなる。さらに、信用リスクに加えてオペレーショナル・リスクに対応する自己資本の維持が求められる。

にもかかわらず、Q I S 5 では、全体的に見て、バーゼル を適用した方が現行規制よりも、最低所要自己資本が少なくすむ（即ち、自己資本比率は上昇する）という結果が出ている。その理由としては、バーゼル の融資等のリスク・ウエイトが現行規制よりも低くなったこと、特に中小企業やリテール向け融資、住宅ローン等のリスク・ウエイトが、現行規制より大幅に引き下げられたことが挙げられると思われる。バーゼル銀行監督委員会の説明でも、グループ 2 の銀行が最低所要自己資本についてより大きく減少した理由として、リテール向け融資等の比率がより高いことが主因である旨を示している。

内部格付手法採用行の場合、本来は株式のリスク・ウエイトは大幅に引き上げられる。しかし、バーゼル の規制内容が固まった時点で既に保有していた株式については、現行どおり 100% のリスク・ウエイトを 10 年間適用できる経過措置が設けられている。わが国の場合は、2004 年 9 月末までに取得した株式について、内部格付手法採用行でも、2014 年 6 月末までは 100% のリスク・ウエイトが適用できる。内部格付手法採用行においては、この経過措置が適用された結果、信用リスク・アセットがそれほど増加しなかったことによる影響も大きいのではないかと推察される。

Q I S 5 の詳細は、2006 年 6 月に公表される予定である。